

# 第2期滋賀県国民健康保険運営方針の概要

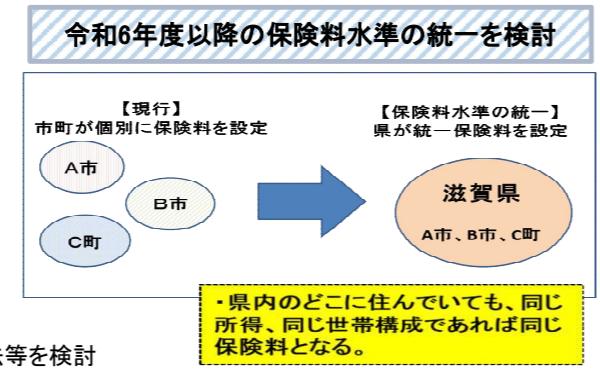


## 1はじめに

- ①実現するための方向性
  - 保険料負担と給付の公平化……保険料水準と給付サービスの統一の実現
  - 保健事業の推進と医療費の適正化……被保険者の健康づくり
  - 国保財政の健全化……市町のインセンティブの確保
- ②関係者の役割
  - 県の役割……安定的な財政運営や効率的な事業の確保等
  - 市町の役割……保険料率の決定、賦課徴収、保健事業の実施等
  - 国保連合会の役割……市町事務の共同事業の実施による効率化等
  - 保険医療機関等の役割……適正な保健医療サービスなどの提供等
  - 被保険者の役割……保険料の納付、自主的な健康管理
- ③新型コロナウイルス感染症への対応
  - 感染状況や感染拡大防止策の対応状況等をふまえ、事業の実施方法等を検討

## 滋賀県が目指す国保 基本理念:持続可能な国民健康保険の運営

あるべき姿 県民が健康な暮らしを送れる、いざという時に安心して医療を受けられる国保制度



## 5 保険料の徴収の適正な実施に関する事項

- ①収納率目標の設定……収納率の向上を図るため、保険者(市町)規模別に目標値を設定  
市町は毎年度、地域の実情に応じて保険者(市町)別の目標収納率を設定
- ②収納対策の強化に係る取組……各市町の収納率目標達成のため、県、市町、国保連合会が取り組む収納対策(徴収アドバイザーの派遣事業、口座振替の推進・コンビニ収納など幅広い収納機会の拡充など)を実施し、収納率の底上げを図る。

## 6 保険給付の適正な実施に関する事項

- ①療養費の支給の適正化……柔道整復施術療養費およびあき療養費(※)に関する患者調査の実施
- ②レセプト点検の充実強化……医療保険と介護保険の給付調整について、「医療給付情報突合リスト」を用いたレセプト点検を実施

※あき療養費…あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費

## 2 基本的事項

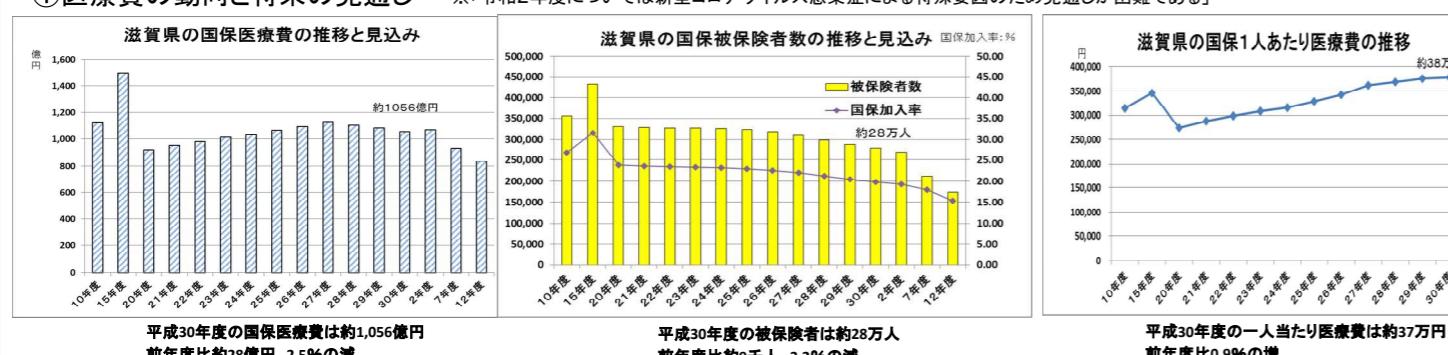
- ①策定の目的……県が、市町とともに国保の安定的な財政運営ならびに市町の国民健康保険事業の広域的および効率的な運営の推進を図る
- ②策定の根拠規定……国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2
- ③対象期間……令和3年(2021年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで

### ④PDCAサイクルの実施

## 3 県内国保の医療に要する費用および財政の見通し

### ①医療費の動向と将来の見通し

※「令和2年度については新型コロナウイルス感染症による特殊要因のため見通しが困難である」



### ②財政収支の改善に係る基本的な考え方

決算補填等目的の法定外一般会計繰入を原則行わない

### ③滋賀県国民健康保険財政安定化基金の運用

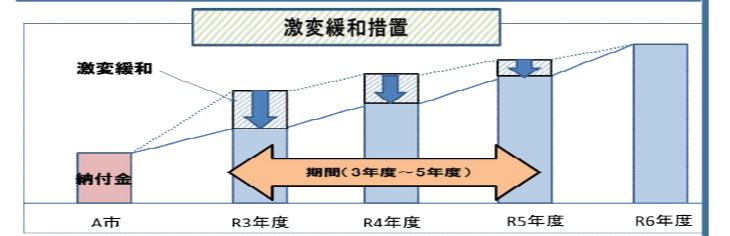
剩余金等を年度間の調整に活用するため基金へ積立てを検討

## 4 保険料の標準的な算定方法に関する事項

- ①納付金算定に当たっての医療費水準の反映
  - …医療費は県全体で支え合うこととし、市町毎の医療費水準は、納付金算定に反映させない。
- ②納付金算定に当たっての収納率の反映
  - …市町間の収納率の格差により被保険者の負担が異なることがないよう、収納率を納付金算定に反映させる。
- ③支え合う経費、公費の拡大
  - …県内市町間で支給基準額が同一となっている「出産育児一時金」や「葬祭費」等を納付金算定に反映させる。
- ④激変緩和措置…保険料水準の統一に向けた算定方法の導入(収納率を反映し、納付金、保険料を算定等)
  - による被保険者の負担の激変を避けるため、激変緩和措置を実施
- 子どもの均等割保険料の検討

### 保険料水準を統一するための3ステップ

- ①医療費水準を納付金算定に反映させない(第1期運営方針で達成)
- ②収納率を納付金算定に反映させる(令和3年度～)
- ③市町ごとの収入、支出を県全体の収入、支出としていく(今後検討～)



## 10 保健医療サービスおよび福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

- ①地域包括ケアシステムの構築・推進にかかる国保としての参画
- ②医療資源の偏在の解消

## 11 関係団体との連携強化

医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、保険者協議会その他関係団体との連携

## 12 国民健康保険運営方針の見直し

対象期間中であっても、必要と認められるときは、見直しを行う。